

mineo 通信サービス契約約款 改訂箇所

	旧	新 (2024年8月1日より実施)
第16条	<p>2 前項の規定にかかわらず、当社は、mineo契約者が第28条(利用停止)各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、mineo通信サービスの利用停止をしないでそのmineo契約を解除することがあります。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(注) 当社は、本条第1項または第2項の規定により、そのmineo契約を解除しようとするときは、あらかじめmineo契約者にそのことを通知します。ただし、別記17の(2)、(4)、(25)、(26)または別記18に該当する場合はこの限りではありません。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、当社は、mineo契約者が第28条(利用停止)、別記17(mineo通信サービスの利用における禁止行為)の各号の規定のいずれかに該当する場合または第25条(SIM等の管理責任)の規定に違反すると当社が認めた場合であって、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき、第61条の2(本人確認書類の取り扱い)の3項に該当する場合は、mineo通信サービスの利用停止をしないでそのmineo契約を解除することがあります。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(注) 当社は、本条第1項または第2項の規定により、そのmineo契約を解除しようとするときは、あらかじめmineo契約者にそのことを通知します。ただし、第61条の2(本人確認書類の取り扱い)の3項または別記17の(2)、(4)、(25)、(26)または別記18または別記33に該当する場合はこの限りではありません。</p>
第25条	(SIMカードの管理責任)	(SIM等の管理責任)

	<p>第25条 当社のSIMカードの貸与を受けているmineo契約者は、そのSIMカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。</p> <p>2 当社のSIMカードの貸与を受けているmineo契約者は、SIMカードについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損、自然故障した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。</p> <p>3 当社は、第三者がSIMカードを利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与を受けているmineo契約者が利用したものとみなして取り扱います。</p> <p>4 当社は、SIMカードの盗難、紛失または毀損、自然故障に起因して生じた損害などについて、責任を負わないものとします。</p>	<p>第25条 当社のSIMカードの貸与を受けているまたはeSIMを保有するmineo契約者は、そのSIM等（mineo契約者が指定する移動無線装置（以下「eSIM利用端末」といいます。）にeSIMを登録するために当社が提供するQRコードを含みます。以下本条において同じとします。）を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。</p> <p>2 当社のSIMカードの貸与を受けているまたはeSIMを保有するmineo契約者は、SIM等について盗難にあった場合、詐取された場合、紛失した場合または毀損、自然故障した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。</p> <p>3 当社は、第三者がSIM等を利用した場合であっても、SIM等のmineo契約者が利用したものとみなして取り扱います。</p> <p>4 当社は、SIM等、eSIM利用端末の盗難、詐取、紛失または毀損、自然故障に起因して生じた損害などについて、責任を負わないものとします。</p>
第28条	<p>(5) 第11条（mineo契約者の契約者確認の取り扱い）第11条の2（本人確認書類等の提出）（第17条（その他の提供条件）におい</p>	<p>(5) 第11条（mineo契約者の契約者確認の取り扱い）第11条の2（本人確認書類等の提出）（第17条（その他の提供条件）におい</p>

	<p>て準用する場合を含みます。)第 61 条の 2 (本人確認書類の取り扱い) に規定する期間内に、契約者確認または本人確認書類の提出に応じないとき、または不適切な本人確認書類 (当社が偽造と認めるものを含みます。) を提出したとき。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 当社は、本条の規定により m i n e o 通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間をその m i n e o 契約者に通知します。ただし、本条第 6 号 (次の各号に掲げる場合に限り) もしくは第 11 号の規定により、m i n e o 通信サービスの利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。</p> <p>(ア) 第 60 条 (利用に係る契約者の義務) 第 1 項第 3 号の規定に違反する場合</p> <p>(イ) 第 60 条 (利用に係る契約者の義務) 第 1 項第 5 号の規定に違反する場合 (専ら別記 18 の規定に基づく場合を除きます。)</p>	<p>て準用する場合を含みます。)第 61 条の 2 (本人確認書類の取り扱い) に規定する期間内に、契約者確認または本人確認書類の提出に応じないとき。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 当社は、本条の規定により m i n e o 通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間をその m i n e o 契約者に通知します。ただし、本条第 6 号 (次の各号に掲げる場合に限り) もしくは第 11 号の規定により、m i n e o 通信サービスの利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。</p> <p>(ア) 第 60 条 (利用に係る契約者の義務) 第 1 項第 3 号の規定に違反する場合</p> <p>(イ) 第 60 条 (利用に係る契約者の義務) 第 1 項第 5 号の規定に違反する場合</p>
第 60 条	(4) 端末設備もしくは自営電気通信設備または S I M カードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、または消去しないこと。	(4) 端末設備もしくは自営電気通信設備または S I M 等に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、または消去しないこと。
第 61 条の 2	2 当社は、前項により受領した	2 当社は、 <b>申し込み時または前</b>

	<p>本人確認書類に関する情報に関し、当該本人確認書類の発行元の機関に対して照会（警察職員等の捜査機関を介する場合があります。）を行うなど、当社が必要と考える措置を講じる場合があります。お客さまはこれについて、同意します。</p> <p>3 前項による措置などにより、当該本人確認書類が偽造であると当社が判断した際、または第1項に定める期間内に本人確認書類の提出がなかった際には、第28条1項5号の規定が適用されます。</p>	<p>項により受領した本人確認書類に関する情報に関し、当該本人確認書類の発行元の機関に対して照会（警察職員等の捜査機関を介する場合があります。）を行うなど、当社が必要と考える措置を講じる場合があります。お客さまはこれについて、同意します。</p> <p>3 前項による措置などにより、当該本人確認書類が偽造であると当社が判断した際には、<b>第16条の規定が適用されます。</b>第1項に定める期間内に本人確認書類の提出がなかった際には、第28条1項5号の規定が適用されます。</p>
<p>別記33 (新設)</p>		<p><b>33 大量の国際通話発信が行われた場合の取扱い</b></p> <p>当社は、国際通話機能を用いて、1の契約者回線から当社が別に定める量を超える発信が行われたときは、別記17に該当する行為がなされたものとして場合と同様に取り扱います。ただし、そのmineo契約者からその発信行為が当該条項に該当しない旨の申告があり、当社が当該条項には該当しないと認めた場合は、この限りではありません。</p>